

令和元年第11回 美里町農業委員会会議録

令和元年 11 月 11 日

令和元年第11回美里町農業委員会会議を美里町馬場1100番地美里町役場中央庁舎第3・4会議室に招集する。

出席委員

1 番 奥村 智 3 番 永田末廣 4 番 善積邦昭 5 番 長木一美
6 番 松村 新二 7 番 田中 豊 8 番 吉坂 美佐子 9 番 松田政明
10 番 吉田美好

欠席委員

欠員 1 名

事務局

事務局長 富永英司 書記 安達浩一 上村海晴

その他事項

傍聴人数 0 名

開会 午後 1 3 時 3 5 分

事務局長 こんにちは。只今から令和元年第11回美里町農業委員会会議を開会いたします。それでは、議事の進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第4条に基づき会長が行います。

会長 それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。本日は全員出席でございます。美里町農業委員会会議規則 第6条に基づき会議が成立することをまず宣言します。本日の署名委員を指名いたします。署名委員は、9番松田委員、1番奥村委員を指名いたします。それでは、早速議事に入りたいと思います。なお、発言のある方は挙手の後、指名を受けて、発言をお願いします。議案第30号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分 番号1から番号5について、事務局より補足の説明はありませんか。

事務局 はい、それでは、議案第30号、番号1から番号5について、続けて補足の説明を行います。番号1は、譲渡人は高齢で農地の管理が出来ておらず、譲受人が経営拡大を目的に双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。続きまして番号2の補足の説明をいたします。番号2は譲渡人が町外在住で農地の管理が困難であり、譲受人が経営拡大を目的に双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。続きまして番号3の補足の説明をいたします。番号3は、譲受人の要望で、譲受人が経営拡大を目的に双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。続きまして番号4の補足の説明をいたします。番号4は譲渡人が労力不足で農地の管理が困難であり、譲受人が経営拡大を目的に双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。続きまして番号5の補足の説明をいたします。番号5は譲渡人と譲受人は親子関係で、譲渡人が経営移譲年金受給の為、譲受人である娘さんへ使用貸借での申請をされました。また、番号1から番号5のいずれも下限面積要件並びに周辺地域における「効率的かつ総合的な農地利用の確保」について支障を生じるおそれの有無など「農地法第3条第2項」の各号には該当しないものと思われ、許可要件をすべて満たすものと考えられます。以上で補足の説明を終わります。

会長 以上で事務局より、番号1から番号5の補足の説明を終わります。それでは、議案第30号、番号1を議題とし内容の説明を5番 長木委員に求めます。

5番（長木委員）略

会長 以上で議案第30号、番号1の内容説明を終わります。それでは番号1について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。

質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第30号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号1は原案どおり決定することに、賛成の方は

挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 30 号、番号 1 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 30 号、番号 2 を議題とし内容の説明を 4 番善積委員に求めます。

4 番（善積委員）略

会長 以上で議案第 30 号、番号 2 の内容説明を終わります。それでは番号 2 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 30 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 2 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 30 号、番号 2 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 30 号、番号 3 を議題とし内容の説明を 5 番長木委員に求めます。

5 番（長木委員）略

会長 以上で議案第 30 号、番号 3 の内容説明を終わります。それでは番号 3 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 30 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 3 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 30 号、番号 3 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 30 号、番号 4 を議題とし内容の説明を 9 番松田委員に求めます。

9 番（松田委員）略

会長 以上で議案第 30 号、番号 4 の内容説明を終わります。それでは番号 4 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 30 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 4 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 賛成多数と認めます。よって、議案第 30 号、番号 4 は原案どおり決定しました。

次に進みます。議案第 30 号、番号 5 を議題とし内容の説明を 5 番長木委員に求めます。

5 番（長木委員）略

会長 以上で議案第 30 号、番号 5 の内容説明を終わります。それでは番号 5 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 30 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 5 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 30 号、番号 5 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 31 号農地法第 4 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 1 を議題とし内容の説明を 9 番松田委員に求めます。

9 番（松田委員）略

会長 事務局より補足の説明はありませんか、

事務局 はい、それでは補足の説明を行います。議案第 31 号 番号 1 資料 3 をご覧ください。この案件につきましては申請人が代表をされています会社の資材置き場として転用許可以前に無断で転用された経過があり、始末書のついた追認案件となっております。なお、農地法を失念されていたため始末書も添付されており、転用につきましては問題ありません。以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第 31 号、番号 1 の内容説明を終わります。

早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 31 号、農地法第 4 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 1 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 31 号、番号 1 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 32 号農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 1 を議題とし内容の説明を 7 番田中委員に求めます。

7 番（田中委員）略

会長 事務局より補足の説明はありませんか、

事務局 はい、それでは補足の説明を行います。まず土地の選定理由ですが、個人住宅を目的に申請地を選定されました。次に造成計画ですが、現在の地形を利用するもので特段の造成工事はありません。また、排水計画は生活雑排水につきましては、合併浄化槽にて処理後、南側側溝に、雨水につきましては、自然浸透及び

南側側溝に流す計画となっております。次に、被害防除計画につきましては、周辺農地への日照等耕作への影響はないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。次に資金計画ですが、住宅ローン仮審査終了のお知らせが添付されており、資金計画には問題ないものと思われま。なお、当該申請農地は宅地と高低差で分断された第2種農地で転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっております、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第32号、番号1の内容説明を終わります。

早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第32号、農地法第5条の規定による許可申請、県知事許可分番号1は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第32号、番号1は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第32号農地法第5条の規定による許可申請、県知事許可分番号2を議題とし内容の説明を5番長木委員に求めます。

5番（長木委員）略

会長 事務局より補足の説明はありませんか、

事務局 はい、それでは補足の説明を行います。まず土地の選定理由ですが、住宅敷地拡張を目的に申請地を選定されました。次に造成計画ですが、敷き固めを行う計画となっております。また、排水計画は、西側側溝に流す計画となっております。次に、被害防除計画につきましては、周辺農地への日照等耕作への影響はないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。次に資金計画ですが、残高証明書が添付されており、資金計画には問題ないものと思われま。なお、当該申請農地は宅地で分断された第2種農地で転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっております、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第32号、番号2の内容説明を終わります。

早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。

議案第32号、農地法第5条の規定による許可申請、県知事許可分番号2は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 32 号、番号 2 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 32 号農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 3、番号 4 を議題とし内容の説明を 3 番永田委員に求めます。

3 番（永田委員）略

会長 事務局より補足の説明はありませんか、

事務局 はい、それでは補足の説明を行います。番号 3、番号 4 につきましては、譲渡人は異なりますが、譲受人が同一人物であり、申請事由も同じであるため、併せて説明いたします。この案件につきましては申請人が代表をされています会社の資材置き場として転用許可以前に無断で転用された経過があり、始末書のついた追認案件となっております。なお、農地法を失念されていたため始末書も添付されており、転用につきましては問題ありません。以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第 32 号、番号 3 の内容説明を終わります。

早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 32 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 3 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 32 号、番号 3 は原案どおり決定しました。次に進みます。

会長 議案第 32 号、番号 4 のご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 32 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 4 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 32 号、番号 4 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 33 号、農業経営基盤強化促進法に基づく集積計画の決定について内容の説明を事務局に求めます。

事務局 略

会長 以上で議案第 33 号の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 33 号、農業経営

基盤強化促進法に基づく集積計画は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 33 号は原案どおり決定しました。次に進みます。その他となっておりますので、全員協議会に切り替えます。事務局 何かありませんか？

事務局 はい

会長 それでは、協議会を本会議に切り替えて、本日の会議はこれをもちまして閉会させていただきます。有難うございました。

本会議 午後 1 4 時 3 0 分

美里町農業委員会会議規則第 1 3 条の規定によりここに署名する。

美里町農業委員会会長

印

美里町農業委員会委員

印

美里町農業委員会委員

印